

災害救助法（昭和二十二年十月十八日法律第百十八号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（救助の種類等）

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二～五 略
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七～十 略
- 2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
- 3 救助の程度、方法及び期間に關し必要な事項は、政令で定める。

（事務処理の特例）

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（事務の区分）

第十七条 第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

2 第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号 法定受託事務とする。

（費用の支弁区分）

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

2、3 略

（国庫負担）

第二十一条 国庫は、都道府県が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用（前条第一項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準

税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この項において「収入見込額」という。）の百分の二以下であるときには当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときには次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の定めるところによるものとする。

- 一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十
- 二 収入見込額の百分の二を超え、百分の四以下の部分については、その額の百分の八十
- 三 収入見込額の百分の四を超える部分については、その額の百分の九十

2、3 略

災害救助法施行令（昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号）（抄）

（救助の程度、方法及び期間）

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（市町村長による救助の実施に関する事務の実施）

第十七条 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

2 都道府県知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務（法第七条から第十条までに規定する事務に限る。）の一部を市町村長が行うこととし、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

3 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

（事務の区分）

第十八条 第三条、第五条、第八条第二項第二号及び第三号並びに前条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年十月一日内閣府告示第二百二十八号）（抄）

（救助の程度、方法及び期間）

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

（収容施設の供与）

第二条 法第四条第一項第一号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 略

二 応急仮設住宅

イ 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、二百五十三万円以内とすること。

ハ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、ロにかかわらず、別に定めるところによること。

ニ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できること。

ホ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができること。

ヘ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

ト 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

（災害にかかった住宅の応急修理）

第七条 法第四条第一項第六号の災害にかかった住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十四万七千円以内とすること。

三 住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了すること。

○災害救助法による救助の実施について

(昭和40年5月11日)

(社施第99号)

(各都道府県知事あて厚生省社会局長通知)

今般「災害救助費の国庫負担について」(昭和40年5月11日厚生省社第163号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。)が通知されたところであるが、災害救助法による救助の実施については、法令及び交付要綱によるほか次の要領によって取り扱い、円滑な救助の実施について遺憾のないようにされたく通知する。

第3 市町村長に対する救助の委任

法第30条第1項の規定により、都道府県知事が救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすること(以下「救助の委任」という。)に関しては、次の点に留意すること。

- 1 救助の委任は、救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市町村において実施し得る範囲に限って行うこと。
- 2 避難所の設置、炊き出しその他のによる食品の給与及び災害にかかった者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、都道府県において実施することが困難であると認められるものについては、市町村に対し、あらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことが望ましいこと。
- 3 救助の委任をした場合において、救助の委任をした範囲内において市町村長が行った救助は、都道府県が行った救助として認められることは勿論であるが、救助の委任をしない事項についても災害が突発し都道府県知事の指示を待ついとまがない場合には、市町村長が救助を開始し、事後、すみやかに都道府県知事に情報提供させるとともに、法第30条第2項の規定による補助として実施させるものであること。
- 4 救助の委任をした場合には、令第23条第1項の規定により、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を当該市町村長に通知すること。
また、物資や土地の収用等に係る法第24条から第27条までに規定する事務について救助の委任をした場合には、令第23条第2項の規定により、直ちにその旨を公示すること。
- 5 救助の委任をした場合は、法第44条の規定により救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させる場合における当該繰替支弁にかかる費用の範囲及びその精算方法等に関する事務についても遺ろうのないよう万全を期されたい。
なお、救助の委任をしない救助事務についても、迅速、かつ、的確な救助を実施するため、市町村における救助事務の取扱要領を作成し、的確に技術的助言を行うとともに、被害状況等の情報提供並びに救助の実施にあたる一貫した組織を確立するよう努めること。

第5 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、令第9条第1項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「告示」という。)に従い都道府県知事が定めているところであるが、その実施にあたっては、次の点に留意されたいこと。

1 救助の実施時期

法による救助は一般的には、災害発生の日に開始されることとなるが、雪又は長雨等で被害が漸増し、一定日時を経た後初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態となった日をもって災害発生の日とみなしてとりあつかってさしつかえないこと。

2 救助の種類別留意事項

(1) 収容施設の供与

イ 応急仮設住宅

(ア) 告示に定める規模及び設置のため支出できる費用は、1戸当たりの平均を示したものであること。したがって、家族構成、被災者の心身の状況、立地条件等を勘案し、広さ、間取り及び仕様の異なるもの、共同生活の可能なもの、並びに1戸建て又は共同住宅形式のものなど、多様なタイプのものを供与してさしつかえないこと。

(イ) 応急仮設住宅設置のために支出できる費用には、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費及び建築事務費等一切の経費を含むものであり、高齢者、障害者等の日常の生活上特別な配慮をした構造・設備とするための費用、暑さ寒さ対策のための断熱材の費用、敷地内の建物に附帯する屋内・外の各種設備の整備費用が含まれていること。

(ウ) 建築工事関係者を法第24条の規定による従事命令によって従事させた場合においては、これら従事者の実費弁償の額について限度額に含まれるものであること。

(エ) 応急仮設住宅の建設用地は、公有地等を予定していることから、応急仮設住宅設置のために支出できる費用には、土地の借料は含まれないこと。

(オ) 「福祉仮設住宅」は、被災の規模及び程度、被災者のうちの高齢者、障害者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障害者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置すること。

(5) 住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものであること。従って、大工、左官等の工事関係者を法第24条の規定による従事命令によって従事させた場合においては、これら従事者の実費弁償の額については、限度額に含まれるものであること。

イ 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合における住宅の応急修理は、1世帯当たりの限度額の範囲内とすること。

3 費用に関する事項

法に基づき実施される救助のために支出できる費用としては、救助に当たって実際に使用されたものの経費についてのみ認めることが原則であるが、実際に使用されなかつたものの経費についても、真にやむを得ない事情にあるものについては、法に基づき実施された救助のために支出できる費用として認めることがあるので、これらの事情を説明し得る書類等の整備を図っておくこと。

第7 救助の特別基準に関する事項

令第9条第2項の規定により特別基準の設定を協議する場合は、救助の種類別に、次の事項を明らかにした文書をもって、当該救助の基準期間内に行うこと。

ただし、緊急やむを得ない場合は、とりあえず電話により協議し、事後すみやかに文書をもって処理すること。

1 告示による実施期間内により難い場合

- (1) 告示による実施期間内により難い理由
- (2) 必要とする救助の実施期間
- (3) 実施期間の延長を必要とする市町村別救助対象数
- (4) その他必要な事項

4 その他告示により難い場合

- (1) 基準により難い理由
- (2) 特別基準の内容
- (3) その他必要な事項

第10 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、次に定めるところによること。

3 応急仮設住宅台帳(様式8)

11 住宅応急修理記録簿(様式16)

第11 関係通知の廃止に関する事項

昭和34年8月13日社発第416号本職通知「災害救助法による救助の実施について」は、この通知の施行と同時に廃止すること。ただし、災害救助費の国庫負担については、昭和39年度分に限り、同通知の第6によること。

大規模災害における応急救助の指針について

平成9年6月30日社援保第122号
各都道府県災害救助法主管部局長宛
社会援護局保護課長通知

改正 平成14年3月20日社援保発第0320001号
平成19年6月 1日社援総発第0601001号
平成25年4月10日社援総発0410第1号
平成25年9月18日社援総発0918第1号

今般、別添のとおり大規模災害における応急救助の指針を定めたので、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく今後の応急救助については本指針に基づき実施するとともに、管下市町村、関係機関等への周知方取り図られたい。

（別添）

大規模災害における応急救助の指針

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災は、災害救助法に基づく応急救助のあり方について数多くの教訓を残した。本指針はこの教訓を踏まえ、平成9年6月に大規模災害における応急救助を迅速かつ的確に実施する上で必要な事項をとりまとめたところであるが、その後、調査研究結果や平成16年の新潟県中越地震等を踏まえ改正が行われ、今般、さらに平成23年3月の東日本大震災における応急救助の対応を鑑み、新たに改正を行ったものである。

今後、各都道府県におかれでは、本指針に基づき、地域の実情に即した実施体制を整備するとともに、災害が発生した場合には迅速かつ的確な救助の実施に努められたい。

なお、本指針は、主として大規模な地震災害を念頭にとりまとめたものであるが、災害の規模や態様は千差万別であることから、災害発生時には、本指針に基づきつつも、臨機応変な対応が必要であることを念のため申し添える。

第2 応急救助の実施

2 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅については、建設型のみならず、公営住宅等の一時提供住宅として活用を図るとともに、民間賃貸住宅の借上げ及び住宅の応急修理等を勘案し、総合的に対応すること。

（1）建設用地の選定

ア あらかじめ応急仮設住宅の建設用地を量的に選定、確保し、候補地リストを作成しておくこと。

また、事業者等と協力し事前点検を行い、土地の状況、周囲の環境等を把握しておくこと。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とすること。

(2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療機関、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地として立地条件の適した場所に建設すること。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地の利用関係についてあらかじめ協定を結ぶ等、明確にしておくこと。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、あらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を可及的速やかに把握し、応急仮設住宅の全体の建設計画を策定すること。

(6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、建設事業者団体等の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。

イ 大規模な応急仮設住宅の建設に当たっては、完成までに時間を要するため、ライフラインの施工業者と連携を図り、小規模単位での完成、引渡しを行い、入居時期を早めることを検討すること。

ウ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情のある場合には、民間賃貸住宅の借上げにより応急仮設住宅として提供すること。

そのため、これらの住宅が災害発生時に優先的に確保できるよう、国土交通省及び当省による「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について」（平成24年4月27日）や「災害時における民間賃貸住宅の活用（「手引書」のとりまとめ）について」（平成24年12月4日）等を参考にあらかじめ関係団体等と協議、協定を行うことにより、円滑な実施を図ること。

エ さらに、公営住宅や国家公務員宿舎等の公的住宅については、災害発生時に一時提供住宅としての活用が可能であることから、関係部署及び関係機関等と連携し、その活用を検討すること。

(7) 市町村間の広域調整

応急仮設住宅の建設に当たっては、規格、規模、構造、単価等の面で市町村間で格差が生じないよう、広域的な調整を行うこと。

(8) 住宅の仕様

要援護者の利用に配慮した住宅の仕様はだれにとっても利用しやすいことから、通常の応急仮

設住宅にあっても物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様とともに、国土交通省による「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」（平成24年5月21日）等を参考に寒冷地や積雪地仕様等、地域の気候風土を考慮した仕様をあらかじめ検討しておくこと。

(9) 個別の需要に応じた多様なタイプの住宅の提供

ア 個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等、様々な世帯の入居に対応できるよう、多様なタイプの応急仮設住宅を提供すること。

また、災害直後の心理的なケアを考慮し、デザイン、色彩等を工夫することにより、快適な生活環境を造ることも検討すること。

イ 多くの応急仮設住宅を設置する場合は、安全性及び迅速性が要求されるため、同一敷地内に同一規格のものを機械的に設置しがちであるが、設置後の街並みや地域社会づくりにも配慮し、安全性及び迅速性を損ねない範囲内で、設置位置を工夫し、異なるタイプのものを組み合わせるなどの方法も検討すること。

ウ 市街地等で十分な建設用地が得られない場合には、省スペース化を図るため、炊事場、トイレ、風呂等を共用するタイプの設置も検討すること。

(10) 入居決定のあり方

ア 応急仮設住宅への入居決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定されるべきであることから抽選等により行わないこと。ただし、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については必ずしもこの限りでないこと。

イ 入居決定に当たっては、要援護者を優先することはやむを得ないが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、要援護者が集中しないよう配慮すること。

なお、従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯ごとではなく、従前地区の数世帯単位での入居方法も検討すること。

ウ 入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておくこと。

(11) 地域社会づくり

ア 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮すること。

イ 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図ること。

ウ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設を設置すること。

また、一定戸数に満たない場合であっても、空き住戸を活用する等、集会等に利用できる談話室の設置を検討すること。

エ 集会施設は住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、行政、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としても活用すること。

また、各種の情報入手が可能となるよう、必要に応じ情報通信機器の配備等を図ること。

オ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生委員やボランテ

ィア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動が行われるよう配慮すること。

(12) 一般対策の充実

- ア 関係市町村と連携を密にし、応急仮設住宅入居者に対して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等、各種行政サービスを提供すること。
- イ 行政サービスの提供に当たっては、関係者が相互に連絡を取り合い、必要に応じチーム方式で対応するなど、関係部局の連携を図ること。
- ウ 被災者によっては精神的な打撃のため要望が顕在化しない事例も予想されることから、民生委員、保健師の訪問等により生活面や保健、医療面でのニーズの積極的な把握に努めること。
- エ 被災者の心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）に対応するため、中長期的な精神保健対策を実施すること。
- オ 大規模な応急仮設住宅団地においては、入居者の日常生活の利便性の向上を図るため、必要に応じて、商業施設の設置、路線バスの増発や新規開設等を行うこと。

(13) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであり、経過的な状況にあると認識し、次の点に留意の上、関係部局とも連携を図り、被災者の恒久住宅への移転を推進、支援すること。

- ア 恒久住宅需要の的確な把握
- イ 住宅再建に対する支援策の周知徹底
- ウ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- エ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- オ その他住宅等に関する情報の提供

(14) 応急仮設住宅設置の手引（マニュアル）の作成

災害発生時に速やかに応急仮設住宅の設置ができるよう、国土交通省による「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」（平成24年5月21日）等を参考に手引（マニュアル）を作成しておくこと。

6 住宅の応急修理

(1) 事前協定等

災害発生時に迅速に住宅の応急修理が行われるよう、あらかじめ、関係団体等と協議、協定を行うことにより、円滑な実施を図ること。

(2) 実施体制の整備

災害時に速やかかつ円滑に住宅の応急修理が実施できるよう、「災害事務取扱要領」（災害救助担当者全国会議資料）を参考にあらかじめ実施要領を作成すること。

第3 応急救助に当たり特別な配慮を要する者への支援

4 福祉仮設住宅の設置

要援護者を対象として、必要に応じ、被災前の居住地に比較的近い地域において、保健福祉施策による生活支援を受けながら生活することができる要援護者向けの福祉仮設住宅を設置すること。

第4 情報提供

1 被災者の必要性に即した情報提供

- (1) 被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④応急仮設住宅設置段階、⑤応急仮設住宅生活段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、これら被災者の必要性に即した情報を的確に提供すること。
- (2) 応急仮設住宅における生活段階等、災害発生から一定の時間が経過した段階においては、恒久住宅の建設計画等の被災者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供すること。